

## 建退共制度の電子申請方式による掛金納付について

建退共の掛金納付方式は、現在の「証紙貼付方式」に加え「電子申請方式」を追加することについて、関係法令が改正され、令和2年10月1日より実施可能となりました。

建退共本部といたしましては、令和2年10月～令和3年3月の半年間はシステム運用に万全を期すため、参加・ご協力いただける元請企業のみで試行的に実施いたします。

令和3年3月末までに電子申請方式の全面的・本格的実施を予定しております。

**※電子申請方式の受付は、令和3年3月開始予定**

【建退共本部 HP アドレス】 <http://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

